

豊かな老いを

全うできる社会の創造を

本格的な高齢化社会を前にして、その主役は女性です。

女性たちは、自分自身の老いに出会う前に親を、舅姑を、夫を看取り、そして、より長く孤独な老いを生きる立場にあります。にもかかわらず、女と老いの関わり方の重さ、その事実や女自身の思いは、まだ十分には語られず、一人一人の女性が胸の底にたたみ込んで生きてきました。

1982年9月10日、私たちはわが国で初の「女性による老人問題シンポジウム」を開催しましたが、その中で予想を上回る女の自立と老いをめぐる多くの問題点が提出されました。

まず第一に、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業の伝統がとりわけ強い日本社会において、とくに最近では「日本型福祉」、「家庭基盤充実」の声が高まる中で、結局は女性のみが介護の役割を担っている事実です。

それはそのまま女の老後が、年金や資産、就労機会の乏しい貧しさに悪循環していくのです。老いを看取る側として役割を固定化され、自己実現の道を阻まれることは女の精神をも貧しくし、社会性、自立の意欲を低下させています。

また、高齢化社会は、女性の自立ばかりでなく男性の自立が問われる社会です。生活者としての自立を女まかせにしてきたツケは、一挙に男性自身の老いに回され、女性と根を同じくする貧しさに直面しています。

私たちは、「第一回老人問題シンポジウム」を、女性たちの手で開き、まずタブーを破り、本音を口にするところから出発しましたが、不満をぶつけあうのが目的ではありません。女性の自立と豊かな老いが両立する新たな高齢社会を創造することが目的なのです。

私たち女性は、老いにより近く、より現実を見つめてきた性としての誇りと自覚に立ち、すべての人の人間らしい老いの創造に向けて「高齢社会をよくする女性の会」を設立しました。

※1983年3月13日、設立趣意書より

〈入会ご案内〉

入会申込は、別紙に必要事項をご記入のうえ会費（個人年会費：6,000円、グループ年会費：12,000円）に入会基金（1口：1,000円何口でも可）を添えて郵便振替か銀行口座にお振込みください。

75歳以上の方には優待割引あり。詳しくは事務局迄お問い合わせください。

※郵便振替 00100-0-79477

口座名 NPO法人高齢社会をよくする女性の会

※銀行口座 三井住友銀行 新宿通支店 普通預金

口座番号 7938094

口座名 NPO法人高齢社会をよくする女性の会

理事・監事（敬称略）

〈理事長〉

樋口 恵子 木村 民子 早川 和男

〈副理事長〉

熊崎 清子 藤井 治枝

沖藤 典子 木間 昭子 堀口 雅子

袖井 孝子 小林 敏子 松田 敏子

〈理事〉

白井 千賀子 松村 満美子

青木 千代美 高野 逸子 宮崎 冴子

浅川 典子 高見澤 たか子 望月 幸代

石毛 鏌子 高室 成幸 谷島 陽子

石田 路子 谷内 真理子 横路 由美子

稲葉 敬子 富井 明子 吉沢 久子

井上 千津子 富安 兆子 渡辺 敏恵

井上 由美子 中西 豊子

〈監事〉

小賀野 晶一 野田 法子 渥美 雅子

岡本 祐三 野中 文江 藤原 房子

加藤 尚子 濱田 利

NPO法人

高齢社会をよくする 女性の会



NPO法人高齢社会をよくする女性の会

事務局 〒160-0022

東京都新宿区新宿2-9-1

第31宮庭マンション802号室

TEL 03-3356-3564 (月・水・金)

FAX 03(3355) 6427

Email wabas@eagle.ocn.ne.jp

すべての生命の

尊厳と輝きを保持する社会めざして

2005年1月7日、NPO法人高齢社会をよくする女性の会は、内閣府よりNPO法人の認証を受け、衣替えをして新しいスタートを切りました。

活動の基本路線と目標は、設立当初からいささかも変わっておりません。前人未踏の超高齢社会はいよいよ21世紀これから本番です。世界の先進国のなかでも、日本はついに先頭グループとしてトップを切って進むことになりました。もう外国にお手本はありません。同じ高齢化の道を歩む国の人々と緊密に情報を交流しながら、人類の知恵を集めて、自らの手で豊かな超高齢社会創造する必要があります。

高齢化は世界の人口の中でますます大きな比重を占め、その中でも平均寿命の長い女性は多数派を形成します。経済的にも、健康面においても、ライフスタイルの面においても女性の視点を踏まえながら発言し行動していくことはますます重大な課題です。若い時期からの雇用における賃金格差や社会保障面における男女格差、資産形成の機会の格差などが高齢期には集積して顕在化します。一方で男性もまた、人生50年社会に形成された仕事一辺倒の生き方では、人生一世紀社会とも言われるこの超高齢社会を充実して過ごすことはできません。

☆ 私たち老若男女ともども幸福な超高齢社会の創造を女性の視点を忘れずに提言を重ねます。

☆ これから生まれてくる生命の未来が輝く社会を、そして老いていく生命の尊厳と輝きが保持される社会を望み続けます。

☆ 私たちは国内のさまざまな市民団体と連携し、さらに海外の女性・高齢者・市民との交流を続けます。

☆ 世代間の交流をすすめ、年齢や性別などにかかわる不公正・不平等をなくすよう提言し、努力を続けます。

☆ 私たちは、超高齢社会を生きる女性・市民の願いが、世界を変えることができる。そのような夢を共有し具現化しようと歩み続けます。

NPO 高齢社会をよくする女性の会・定款抜粋

第1章 総則

第1条 この法人は、NPO 法人高齢社会をよくする女性の会という。

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区新宿2丁目9番1号第31宮庭マンション802号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この法人は、高齢社会における問題を総合的に調査研究するとともに、共通の目標を持つ国内外の個人・団体に対して情報提供・交換等の協力活動をとおして、すべての人に、高齢社会を考える福祉と社会教育の推進並びにより望ましい高齢社会を男女共同参画社会の視点からこれの実現形成に資することを目的とする。

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類のNPOを行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 消費者の保護を図る活動

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) NPOに係る事業
 - 1 高齢社会にかかわる問題の調査研究事業
 - 2 虐待防止や消費者、利用者としての高齢者の権利擁護のための政策提言・支援・相談
 - 3 一人暮らし高齢者のグループ作り、生活調査など社会参画、福祉の増進に関する啓発事業
 - 4 高齢社会を支える国内団体等との情報交換・交流事業
 - 5 国外グループとの情報交換・交流事業

(2) その他の事業

第3章 会員

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を持ってNPO促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、本会の活動を支援するために入会した個人又は団体

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない

第8条 会員は、総会において別にさだめる入会金及び会費を納入しなければならない。

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第12条 既納の入会金、会費及びその他の搬出金品は、返還しない。

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上60人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 総会

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。